

あなたも私もみんなステキ

～ともに考えましょうみんなの人権～

人権尊重委員会
人権推進課
(総合センター)

☎64-1126

jinsui@town.yuasa.lg.jp

人権尊重委員さんを紹介します

人権、それは「人間らしく生きる権利」です。人が人として大切にされるためには、一人ひとりが人権問題に気がつく感覚を養うことです。「おかしい」ことに「おかしい」といえる勇気をもつことです。

全ての人が共に生きる社会であるために、人権を取り巻くさまざまな現実を知って一人ひとりが「差別をなくそう」と思うだけでも、それは貴重な一歩です。

湯浅町には、町民が人権尊重の理念に対する理解を深め、すべての町民の人権が大切にされるまちづくりの推進に寄与することを目的として湯浅町人権尊重委員会が設置されています。

人権に関するご相談のある方はお気軽にお近くの人権尊重委員、または人権推進課(総合センター)までご相談ください。相談内容等の秘密はお守りします。

[敬称略]

増元 貞夫 (青木)	中尾 一平 (栖原)	吉田 孝史 (山田)
境 正文 (栖原)	西峯 恵美 (宮西)	衣奈 伸和 (島之内)
黒川 博務 (北栄3)	梅本 和代 (南栄)	上山 正宏 (北栄3)
岡田 光弘 (田)	平林 園子 (中々町)	五百崎 泰一 (田)
網谷 晋吉 (吉川)	高橋 聡子 (青木)	橋本 万喜 (栖原)
星山 俊二 (野下)	中井 聖 (南鍛冶町)	刑部 昭則 (吉川)
山崎 雅博 (山田)	中川 陽子 (中之島)	垣内 淳 (教育委員会)
西邑 木久美 (南浜町)	竹中 多恵子 (北栄3)	楠 義隆 (行政)
山本 五郎 (宮西)	下向 保 (田)	
藤本 嗣子 (方津戸)	磯岡 和也 (横田)	

総合センター・各文化会館教室の受講者を募集します

☎ 人権推進課総合センター係 ☎ 63-4152

下記教室の受講者を募集します。お申込みは、人権推進課(総合センター)までお気軽にお問合せください!

※現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全ての教室を中止しています。

再開のめどがつか次第、参加いただく方にご連絡させていただきます。

総合センター ☎ 63-4152

○生花教室：第3水曜日 19:00～

宮西文化会館 ☎ 63-5761

○茶道教室：第1・3金曜日 19:00～

○生花教室：第2火曜日 19:00～

横田文化会館 ☎ 63-6085

○手芸教室：第1・3水曜日 13:30～

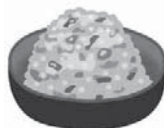
野下出水文化会館 ☎ 63-6315

○健美操教室：第2・4金曜日 19:30～

「金山寺みそづくり体験教室」の中止について

☎ 人権推進課総合センター係 ☎ 63-4152

例年開催している「金山寺みそづくり体験教室」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度の実施を中止させていただきます。教室の中止に伴い、金山寺みそのレシピを総合センターにて配布しています。



保健師メッセージ

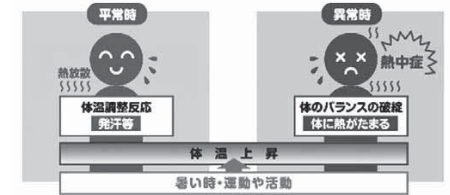
熱中症対策をしましょう

<熱中症とは>

高い気温や湿度の中で、人の身体は汗をかくことによって気化熱で体温を下げ、体温調節を行っています。しかし、暑さに慣れない今の時期から急に気温が上昇したり、体調が悪かったりすると、身体の水分や塩分のバランスの崩れや、身体の調節機能がうまく働かないため、体温調節がうまくできず、身体に熱がこもり、熱中症を引き起こします。

<主な症状>

軽症	めまい、立ちくらみ、筋肉痛、こむら返り、大量の汗が出る
中等症	頭痛や気分の不快、吐き気、嘔吐、力が入らない
重症	意識消失、けいれん、歩けない



<応急処置>

- ・風通しのいい日陰やクーラーなどがきている室内など涼しい場所へ移動
- ・衣服をゆるめたり、身体に水をかけたり、濡れたタオルをあてて扇いだりするなど身体から熱を放散させ冷やす
- ・水分補給を行う。汗をたくさんかいた場合はスポーツドリンクや塩あめなどにより塩分補給も忘れずに
- ・自分の力で水分補給ができない、意識障害がある等の場合は医療機関へ救急搬送する

新型コロナウイルス感染予防でマスクを着用する人が多い今年は熱中症に要警戒です!

夏場にマスクを着用することで冷たい空気が届きにくく、呼吸筋の動きが活発化して息が荒くなり、身体に熱がこもりやすく、熱中症になるリスクが高まります。また、マスク内は湿度が高いため、喉の渴きを感じにくく、水分補給が不十分になりがちです。

<予防策>

- 適度にマスクの両端を持ち上げて深呼吸を行う
- 胸元や腕、足首等を出し放熱を
- 喉が渇いていなくても、こまめな水分補給を

不妊治療費用助成のお知らせ

[一般不妊治療]・・・体外受精・顕微授精以外の治療及び検査に要した費用一部の助成制度

<対象者>

- ①夫または妻のいずれかが、和歌山県内に1年以上住民登録していること(申請日に本町に住民登録している)
- ②夫及び妻の前年の所得の合計額が730万円未満であること

<助成額>

- ・年度(4月1日～3月31日)あたり、上限3万円
- ・助成期間は、連続2年間

<申請先またはお問合せ先> 健康福祉課 健康推進係(10番窓口) ☎64-1120

[特定不妊治療]・・・体外受精・顕微授精等の不妊治療に係る費用を支援する国の助成制度

- A 新鮮胚移植の実施
- B 凍結胚移植を実施
- D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
- E 受精できない又は胚の分割停止等により中止

左記の治療区分の助成額が「25万円」(初回申請の場合30万円)でしたが、**今年度より2回以降も助成の増額により「30万円」になります!**